

大分市認定外道路整備の申請について

認定外道路とは、

日常生活に欠くことのできない道路（現に一般交通の用に供されている里道・公衆用道路及び寄付私有地等）でありながら、市道として認定することが困難な道路や準市道の取扱基準に適合しない道路をいいます。

【整備対象】・・・簡易な【舗装・側溝改修・擁壁】等の工事であること。

整備対象となる道路は、次の各号(1)(2)(3)のいずれかに該当し、かつ次項(イ)(ロ)(ハ)に規定する要件を満たすもの。

(1) 通園路、通学路その他の公共施設に連絡している道路
(2) 両端が公道（国・県・市道・港湾道路）に接続し、通行量の多い道路
(3) 一端が公道に接続し、連担戸数が概ね5戸以上の袋路状の道路
(イ) 道路幅員（側溝を含む）1.8m以上 3.0m未満を基本とする。
(ロ) 関係の土地所有者及び関係住民の総意をもって要望がなされ、整備後も一般交通の用に供することの承諾が得られていること。
(ハ) 整備にあたり、支障となるような物件がないこと。

※ 大分市農道等整備事業実施要綱に適合する里道については、整備の対象から除外されます。

耕地（水田・畑）が隣接する場合は、先ず 生産振興課 へご相談願います。

【提出書類】

提出時期	提出書類・添付書類
申請のとき	① 認定外道路整備申請書 様式第1号（第5条関係）
	② 認定外道路整備承諾書 様式第2号（第5条関係）
	③ 地権者及び居住者連名簿 様式第3号（第5条関係）
	④ 誓約書 （第5条関係）
	⑤ 位置図
	⑥ 字図（各地方方法務局による）
	⑦ その他（公共用地境界確認書の写しなど）
認定外道路整備決定通知書を受けたとき	⑧ 登記事項要約書

※ 申請の受付期間は、**4月1日から6月末日** までです。

《お問い合わせ先》 大分市道路維持課
TEL 代表 534-6111 内線1722～1725
直通 537-5769、537-5772